

平成22年2月16日

大阪市長 平松 邦夫 様
(担当：環境局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報（第20-01-109号）に関する関係局の対応について

標題について、平成21年2月10日付け及び平成21年3月30日付けで本委員会が実施した勧告及び再勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

(1) 大阪市全体の取組として、次のような調査、再発防止措置等を行った。

- ① 大阪市入札契約制度改善検討委員会のもとに「不適正契約等調査部会」を設置し、各局専決工事随意契約案件等の調査並びに環境局、港湾局及び水道局による独自調査を行った結果、不適正契約（意図的な分割発注・分割契約及び実態のない契約）が計217事案あったことが確認された。
- ② 本件に関し、130人の職員に対し減給、戒告等の処分が行われるとともに、実態のない工事（他工事への代金への充当）や意図的な分割契約のうち入札が可能であった11事案約230万円について、関係者に対し自主的な負担を求めた結果、全額が大阪市に払い込まれた。
- ③ 再発防止策として、工事契約をはじめ契約全般にわたる研修の充実などの職員の知識向上を含む意識・風土改革や履行確認・検査の厳格化に取り組むとともに、不適正な契約事務についての処分量定を「懲戒処分に関する指針」に新たに明記した。

(2) 環境局は、(1)の調査、再発防止措置等に関し、次のような調査、再発防止措置等を行った。

- ① 文書の保存年限内である平成14年度から平成20年度までに発注した建築工事・建物修繕関係の契約1,097件全件に関し、分割契約等不適正な契約事務の有無について調査した。
- ② 不適正契約等調査部会による調査で判明したものを併せると、環境局関連では計156件の不適正な契約が確認された。
- ③ 本件に関し、環境局発生分に関して86人の職員に対し減給、戒告等の処分が行われるとともに、環境局契約分に関して、実態のない工事（他工事への代金への充当）や意図的な分割契約のうち入札が可能であった9事案約200万円について、関係者に対し自主的な負担を求めた結果、全額が大阪市に払い込まれた。
- ④ 調査結果から、次の問題点を抽出した。

- ア 短期間に事業を遂行するなどの理由により、分割契約等不適正な契約を実施していた。
- イ 不適正な契約内容等のチェック体制が不十分であった。
- ウ 業者選定基準が明確でなかったことから、環境局の施設を熟知し迅速に対応できる業者に発注することが多くなり、施行業者に偏りが生じていた。

⑤ ④の問題点に対し、次に掲げる再発防止策を策定し、実施している。

- ア 契約の緊急性や必要性、随意契約業者の選定、契約事務の透明性、競争性及び経済性について協議し、より適切に契約事務を進めるため、環境局契約事務検討会議を設置した。
- イ 事業所と工事発注担当課との間の工事・修繕に係る依頼等のやりとりの書面化、全ての工事に関する施工写真の徴収による履行確認の明確化及び監督と検査を行う担当職員を分離することによる検査体制の改善を行い、工事等の依頼から完成に至るまでのチェック体制を強化した。
- ウ 予定価格が20万円を超え100万円以下の工事への公募型見積合わせ(事後審査型)や、施工業者の偏りが発生しないようにする業者の抽出・選定方法の導入を行い、業者選定方法を改善した。

⑥ 今後、弁護士等で構成される外部委員が参画する環境局契約事務審査委員会を設置し、厳正かつ公正な契約事務の執行を図る。

- (3) 環境局は、本件事案について、コンプライアンス意識の欠如と不適正な随意契約のあり方の改善を怠ってきた組織的な問題ととらえており、今後、職員の意識改革及び組織風土の改革を進め、再発防止の徹底及び市民からの信頼回復に努めるとしている。

(参考) 勧告の内容

1 平成21年2月10日付け勧告

- ① 環境局においては、決裁権限を有する上司が、担当者が作成した虚偽の検査調書及びその関連資料の内容を十分に確認せずに承認し、契約の分割や着工すらしていない工事代金の支出の承認を行ったという事実を真摯に受け止め、二度とこの様なことが発生しないよう、所属職員への徹底した指導や、契約から支出に至る業務執行の手続の厳正な取扱いを実施するよう強く求める。
- ② 工事請負契約等については、環境局のみならず、全市で行われているものであり、事実と異なる検査調書による契約代金の支出等がなされないよう、他の職員によるチェックや工事完了後の写真添付の義務付けなど、工事等の履行確認に関する契約規則の運用マニュアルを策定するとともに、その運用を厳格に行われたい。

2 平成21年3月30日付け再勧告

- ① 環境局における平成20年度の建築関係契約において、同一業者に対して少なくとも8件の架空工事による支出が確認されたことや、決裁・見積書及び契約書の工事名称・施工場所と実際の施工場所等とに齟齬が生じている契約が少なくとも4件確認されたこと及び実際の工事金額を遥かに上回る金額での契約が2件確認されたことは極めて遺憾であり、他にも見積書の明細に「単価」・「金額」が記載されていないなど、架空工事又は意図的な分割等の不適正な契約である疑いの強い決裁文書が存在することから、環境局において、保存年限内の契約関係書類については全件調査し、その実態及び原因を可能な限り究明すること。
- ② ①により確認された架空工事又は意図的な分割等の不適正な契約によって、大阪市に損害が生じているの

であれば、関係者から損失を補填させること。

- ③ 今回の架空工事又は意図的な分割等の不適正な契約の決裁文書では、工事の履行確認を行う検査調書の省略が可能な40万円以下の契約や、環境局の内規で入札を行わず随意契約が可能な100万円以下の契約が意図的に利用されていることから、先の勧告においても求めたように、環境局において、このような工事契約の設計価格の確認、適正な見積もり比較、現地確認・写真添付とともに複数の者による履行確認など、再発防止策を徹底すること。
- ④ 上記の調査の経過については、本委員会に適宜報告を行うとともに、損失補填や再発防止策の策定と再発防止策のルール化についても、報告されたい。
- ⑤ 条例第6条第3項及び第7条第1項に基づいて、大阪市の機関が行う通報対象事実の調査及び報告は、本委員会における審議の基礎事実となるものであり、本委員会としては、大阪市の内部統制体制を信頼して、この調査を依頼しているものである。したがって、今回のように環境局長からの調査報告が不十分であったり、結果として虚偽のものであったりすれば、公益通報制度の信頼性そのものに大きな影響を与えることから、今後は事実と異なる報告がなされることのないよう、真摯に調査に取り組まれることを強く求める。